

3 医療行為賠償責任補償制度

(医師・医療施設賠償責任保険)

加入対象

診療所を併設している施設

※診療所を併設していない場合は、本制度ではお引き受けできません。
医師のみの補償をご希望の際は代理店・扱者までお問い合わせください。



◆この制度の特長

- ①施設内(日本国内)で医師が行った医療行為や診療補助行為、医療施設の管理不備による事故により、被害者の身体や財物に損害を与えた場合に負担する施設(事業者)の法律上の損害賠償責任を補償します。
- ②医療事故については、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。

◆被保険者

所有する施設内において医師が医療行為を行う社会福祉施設・事業者(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 利用者ののどを医師が診察中、誤って医療器具で傷つけてしまった。
- 医師の指示をうけた看護師が、誤って指示とは異なった点滴を投与した結果、患者が死亡した。
- ベッドの転落防止柵の設置が不十分であったために、患者がベッドから転落し等

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容		支払限度額		免責金額
医療行為事故	身体障害	1事故につき 1億円	保険期間中 3億円	なし
	医療施設事故	1名につき 1億円	1事故につき 2億円	1,000円
	財物損壊	1事故につき 1,000万円		1,000円
保険料(1施設あたり)		69,670円		

※支払限度額(または保険料)は、ご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、上記と異なる支払限度額(または保険料)に変更される場合があります。この場合、医療施設事故の財物支払限度額(または保険料)を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

4 エレベーター賠償責任補償制度

(昇降機賠償責任保険)

加入対象

施設内にエレベーターを設置している施設

※制度①「社会福祉施設賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒ 加入**必要**
※制度②「福祉事業者総合賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒ 加入**不要**



◆この制度の特長

- ①制度①社会福祉施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理(エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備)に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金(治療費、慰謝料、葬祭費用等)、争訟費用などが支払われます。

◆被保険者

- ①社会福祉施設・事業者、保育所・児童福祉施設(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)
- ②①の役員または使用人

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。等

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容		支払限度額		免責金額
身体障害		1名につき 3,000万円	1事故につき 3億円	なし
財物損壊		1事故につき 1,000万円		なし
保険料(エレベーター1台につき)		3,970円		

※施設に設置している全台数分(人荷用)を一括してご加入いただきます。
※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。

3 医療行為賠償責任補償制度

この保険は、「医療上の事故」と「医療施設の事故」による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。

約款の種類	保険金をお支払いする主な場合
医療上の事故 (医師特別約款)	日本国内において、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。 ※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 ※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ○医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時 ○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時
医療施設の事故 (医療施設特別約款)	日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害
P.19の制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「お支払いの対象となる損害」をご覧ください。

次のいずれかに該当する損害賠償責任等に対しては保険金をお支払いしません。

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
普通保険約款	P.20の制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「保険金をお支払いしない主な場合」の「普通保険約款」をご覧ください。
医師特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任 ○美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任 ○医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任 ○所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。 等
医療施設特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為によるその医療行為の対象となる者の身体の障害に起因する損害賠償責任 ○医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○航空機、自動車または医療施設(設備を含みます。)外における船舶・車両(原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○生産物または仕事の瑕疵(かし)に基づく生産物または仕事の目的物の損壊(滅失、破損または汚損)それ自体の損害賠償責任 ○昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任 ○被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

4 エレベーター賠償責任補償制度

保険金をお支払いする主な場合
被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用または管理しているエスカレーター ^(注) 、エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(注)この保険契約ではエレベーターのみを対象としております。エスカレーターの補償をご希望の場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

お支払いの対象となる損害
P.19の制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「お支払いの対象となる損害」をご覧ください。

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
普通保険約款 賠償責任保険追加特約(自動セット)	P.20の制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「保険金をお支払いしない主な場合」の「普通保険約款」、「賠償責任保険追加特約(自動セット)」をご覧ください。
昇降機特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害 ○昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。